

令和4年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年 6月24日  
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場  
開会(開議) 令和4年 6月24日(水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 4番 齋藤 則子 議員 5番 田中 一隆 議員

1. 出席議員

1番 岡田 智子	7番 村上 謙武	13番 石田 茂春
2番 牧野 牧子	8番 菊地 政文	14番 高宮 陽一
3番 藤野 定幸	9番 西尾 幸太郎	15番 米澤 壽重
4番 齋藤 則子	10番 池田 賢治	16番 池田 信博
5番 田中 一隆	11番 安部 大助	
6番 大江 寿	12番 前田 芳樹	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	増本 直行
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画課長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	山根 淳
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上 克樹

事務局長補佐 山本 幸子

1. 町長提出議案の題目

報告第 1 号 令和 3 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 3 年度隠岐の島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3 号 令和 3 年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

承認第 3 号 令和 3 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について

承認第 4 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）  
の専決処分について

承認第 5 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正  
予算（第 4 号）の専決処分について

承認第 6 号 令和 3 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分  
について

承認第 7 号 令和 3 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分  
について

承認第 8 号 令和 3 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 4 号）  
の専決処分について

承認第 9 号 令和 3 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
の専決処分について

承認第 10 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議 第 43 号 令和 4 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）

議 第 44 号 令和 4 年度度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 45 号 令和 4 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 第 46 号 隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例

議 第 47 号 町道路線の認定について

議 第 48 号 工事請負変更契約の締結について〔佐々木家住宅保存修理工事〕

議 第 49 号 工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ衛生設備改修工事(2 期工  
事)〕

議 第 50 号 工事請負契約の締結について〔運動公園総合体育館照明改修工事〕

議 第 51 号 工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(港町7工区)工事〕

議 第 52 号 物品購入契約の締結について〔小型ノンステップバス購入〕

議 第 53 号 訴え提起前の和解(即決和解)について

議 第 54 号 訴え提起前の和解(即決和解)について

## 議事の経過

### ○議長(池田信博)

ただ今から、令和4年第2回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

( 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 )

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により4番:齋藤 則子 議員、5番:田中 一隆 議員を指名します。

### 日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月4日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から7月4日までの11日間に決定いたしました。

### 日 程 第 3. 諸般の報告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和4年第1回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

徐々にではありますが、感染症の状況も落ち着きはじめ、行事等が開催され賑わいが取り戻されつつあることは喜ばしいことであります。

それでは、主なるものについて、ご報告申し上げます。

3月18日に「隠岐の島町地域人材づくり協同組合創立総会」が開催されました。令和2年6月4日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」により創立された本組合ですが、今後のご活躍により、隠岐の島町の雇用の創出、人材不足の解消に期待いたします。

次に、4月4日から5日にかけて、「島根県町村議会議長会臨時総会」が奥出雲町で開催され、「地方分権時代にふさわしい議員報酬の充実及び政務活動費の導入に関する決議（案）」、「ロシア侵略行為に対する非難決議（案）」が全会一致で可決されました。

次に、5月30日には、「全国町村議会議長・副議長研修会」が東京都で開催され出席いたしました。

当日は、正副議長・事務局職員等1,600人を超える参加があり、「町村議会のあるべき姿」、「町村議会議員報酬について」、「地方議会とハラスメント」の三つのテーマについて講義がありました。

今後の議会運営にあたり有意義な講義であったと思うところです。

次に、6月8日の議会運営委員会までに7件の請願・陳情を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情等文書表」のとおり3件は所管の常任委員会へ付託し、4件は議員配付とすることにいたしましたので、ご理解願います。

次に、「隠岐の島ウルトラマラソン」が、島内外から674名のランナーを迎え3年ぶりに開催されました。

感染症対策により、沿道からの声援や給水・食事など制限がかかった中での開催でしたが、本当に素晴らしい大会であったと伺っております。私事ではありますが、五箇ふれあいセンターの所で100kmに参加した選手の応援、また水若酢神社スタートの50km参加の選手の応援、心から「大変だな」と思いながら応援しておりました。ゴールを出来なかった方々は次回に是非、完走をするよう願ってやみませんでした。私にとっても長い一日でした。大会運営に携われた町職員を始め関係者の方々、またボランティアの皆様にご敬意を表します。

最後に、去る第1回定例会において議決されました議員提出議案について、お手元に配付した「決議書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

## 日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

### ○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

おはようございます。

「令和4年第2回隠岐の島町議会定例会」の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨に入り、木々の緑が一層色濃くなる時期となりましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、先ずもってお慶び申し上げます。

本日は、令和4年第2回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、令和4年度一般会計補正予算、条例の一部改正など23件の諸議案をご提案させていただきます。どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なお指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、3月に開催をいたしました「令和4年第1回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして報告をいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症への対応状況について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、発生してから2年以上もの歳月が経過しましたが、今日まで感染拡大を繰り返し、いまだに収束が見通せない状況下にあります。

この間、町民の皆様には、感染予防にご協力をいただいておりますこと、改めまして深く感謝申し上げます。

本町におきましては、4月の1か月間に79名の感染者が確認されたところではありますが、その後、感染者数は減少に転じ、先日開催されましたウルトラマラソンをはじめ、町内の各種イベントや神事等につきましても、感染症対策を講じた上で再開されるなど、少しずつ以前の状況に戻りつつあります。

また、ワクチンの接種状況についてであります。3回目接種を本年1月より医療従事者の方から開始し、5月には12歳から17歳までの接種を実施し、3回目接種につきましては概ね終了いたしております。

また、新たに5歳から11歳までの小児への接種も5月から開始し、希望される方々への

集団での接種を終えたところでございます。

今後は 60 歳以上の方、18 歳以上 59 歳以下の基礎疾患等をお持ちの方を対象とした、4 回目の接種が速やかに開始できるよう、引き続き精力的に取り組んでまいります。

日常生活への支援につきましては、本定例会での補正予算案を含め、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」及び「子育て世帯に対する生活支援特別給付金」を、それぞれ給付することとしております。

今後につきましても、感染拡大の防止と日常生活への支援の両面から、これまでの対応を継続徹底し、全力で取り組んでまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

次に、「隠岐の島町地域人材づくり協同組合」及び「隠岐の島町雇用対策協議会」など、雇用関係についての取り組みにつきまして、ご報告申し上げます。

3 月 16 日「隠岐の島町地域人材づくり協同組合」の創立総会が行われ、来賓として出席いたしました。

本町における雇用情勢につきましては、近年では有効求人倍率が 2 倍を大きく超える高い水準が続き、慢性的な労働力不足の問題を抱えている状況となっており、雇用対策、産業人材の確保に係る取り組みは喫緊の課題でございます。

本組合の創立によりまして、地域の事業者の協力体制がより強固なものとなり、本町への移住、定住者の増加が図られ、地域社会の維持と地域産業の活性化が更に推進していくことを、大いに期待しております。

また、4 月 15 日には、町内の企業に就職されました新入社員の方を対象とした「合同入社激励会」を開催いたしました。

8 事業所 10 名のフレッシュな社員の皆様が参加され、一人ずつ今後の抱負や、隠岐の島町で生活しながら地域貢献もしていきたいと、力強くその決意を表してくれました。

今年は、町内の高校からの新規学卒者に加え、UI ターン者の方もおられましたので、今後とも町内外への情報発信を強化し、彼らの熱い思いに応えられるよう、産業基盤の安定と定住促進も併せ取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、離島振興法の延長・拡充に関する要望活動について、ご報告申し上げます。

3 月 24 日、東京都千代田区において、島根県知事と共に、離島振興法の延長・拡充に関する要望活動を行いました。

現行離島振興法の失効を令和 5 年 3 月に控え、法の延長はもとより、「輸送コストの低廉

化」や「一般廃棄物処理施設整備」に係る財政支援をお願いしたところであります。

また、6月7日には、東京都千代田区において「全国離島振興協議会総会」が開催され、出席をいたしました。総会では、一刻も早い改正法の成立と、それに基づく所要の予算措置を切望し、「離島振興法改正・延長実現に関する特別決議」が採択されました。そして、翌6月8日には、関係省庁及び関係国会議員に対し、要望活動を行ったところであります。ご案内の通り、第208回通常国会におきましては、改正離島振興法の提出は見送られたところでございますが、年内の法案成立を見据え、切れ目なく離島振興策が展開できるよう、島根県などと連携し諸準備を進めてまいりますとともに、引き続き本町の抱える課題について、国への要望活動を継続してまいります。

次に、一般社団法人 隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会と隠岐観光協会の合併につきまして、ご報告申し上げます。

4月1日に、一般社団法人 隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会と隠岐観光協会が合併し、「一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構」として新たにスタートいたしました。

隠岐ジオパーク推進機構は、ジオパークを基盤とした観光振興を推進するとともに、より効率的な組織運営を行い、これまで両組織が取り組んでまいりました環境・教育・観光の3つの領域の発展を引き続き担いつつ、3領域にまたがる事業を積極的に行うことにより、観光地域づくり法人として目指す、隠岐諸島の未来像「社会・経済・環境の三方よし」の実現を図ることとしております。

コロナ禍で落ち込んだ観光産業の維持・回復を喫緊の課題とした、積極的な誘客施策に期待しているところであります。

次に、一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構と株式会社 JTB との包括連携協定の締結につきまして、ご報告申し上げます。

4月14日に、一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構及び隠岐4町村と株式会社 JTB が、隠岐諸島の地域振興を目的としました「包括連携協定」を締結いたしました。

この包括連携協定の締結によって、隠岐ジオパーク推進機構へは4月1日より、7月からは隠岐4町村の観光協会や役場へ、それぞれ JTB の職員の方々が派遣されることとなりました。

隠岐地域の観光による地域振興と、コロナ禍で落ち込んだ観光産業の回復に向けて、隠岐ならではの観光商品の造成と販売により、観光客数が増加することに期待しております。

次に、隠岐の島ウルトラマラソンの開催につきまして、ご報告申し上げます。

6月19日、三年ぶりとなりました「第15回隠岐の島ウルトラマラソン」を開催いたしました。

全国38都道府県から747名の方々からエントリーをいただき、新型コロナウイルス感染症の対策を施した、新しいスタイルでの開催となりました。

今大会におきましても、大勢のボランティアの皆様方のご協力や、各地域の沿道における温かいご声援に支えられ、参加されたランナーの皆様方から高い評価をいただいたところであります。

特に、各地区の町民の皆様には、大会を迎えるに当たり、コース全域にわたって沿道の草刈りから清掃活動まで自発的にご奉仕いただきましたことに対し、ランナーの皆様方から感謝のメッセージが多数届いており、大会主催者として、改めて深く感謝申し上げるところです。

今後につきましては、今回の反省点を活かし、内容の充実を図りますとともに、町内の活発な経済循環の一助となるよう取り組んでまいりますので、引き続きご支援をいただきますようお願い申し上げます。

次に、「第15回隠岐古典相撲大会」の延期について、ご報告申し上げます。

本大会につきましては、当初、役場新庁舎の完成に併せ、令和2年9月の開催を予定しておりましたが、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期し、本年秋の開催を目指していたところであります。

このような中、先日、隠岐古典相撲大巾会の役員の皆様方と、大会の開催について協議を行いましたところ、新型コロナウイルス感染症が落ち着きつつある現下の状況ではありますが、本大会の規模や内容、準備に要する期間等々を総合的に勘案した結果、大会の開催を再度見送ることといたしました。

今後の開催日程等につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら、改めて決定することといたしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

最後に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく関係法人の経営状況を説明する書類についてであります。

「公益財団法人 隠岐の島町農業公社」、「株式会社 ふせの里」及び、「公益財団法人 隠岐の島町教育文化振興財団」の経営状況に関する書類を、隠岐の島町議会議長に提出いたしました。

内容につきましては、議会最終日に予定されております全員協議会において、所管課から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、3月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきますようお願いを申し上げます。

## ○議長（池田信博）

以上で、「行政報告」終わります。

## 日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「令和3年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から議第54号「訴え提起前の和解（即決和解）について」までの23件を一括して議題といたします。

## 日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました23件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

## ○番外（町長 池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、報告第1号の「令和3年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和3年度予算のうち、戸籍住民登録事務から社会教育施設災害復旧事業までの25事業につきまして、令和4年度に明許繰越しすることといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号の「令和3年度隠岐の島町一般会計事故繰越し繰越計算書について」であります。令和3年度予算のうち、港湾施設災害復旧事業につきまして、令和4年度に事故繰越しすることといたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号の「令和3年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和3年度予算のうち、汚水処理施設整備事業、中村漁港漁業集落排水整備事業及び五箇地区公共下水道整備事業につきまして、令和4年度に明許繰越

しすることといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

続きまして、承認第3号から承認第10号までの8件につきましては、一般会計、特別会計の補正予算及び条例の一部改正に関する議案でありまして、去る3月31日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第3号の「令和3年度隠岐の島町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は3億4,194万7,000円の減額でありまして、補正後の予算額を181億6,565万8,000円といたしました。

補正の主な内容は、災害復旧事業の財源組替や事業費の減額、及び各事業の実績により委託料、負担金、補助金、扶助費などを減額いたしました。

また、後年度の財源負担軽減のため、公共施設整備基金への積立を行っております。

歳入におきましては、事業費の確定による、国県支出金、町債などの財源調整や、譲与税、交付金、交付税などの額の決定による財源確保に伴い、財政調整基金繰入金を減額いたしました。

併せまして、「繰越明許費補正」及び町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第4号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は、2,438万円の減額でありまして、補正後の予算額を19億8,894万6,000円といたしました。

補正の内容は、実績により保険給付費、特定健康診査等事業費及び保険税還付金を減額いたしました。

歳入におきましては、県支出金及び国民健康保険税を減額いたしました。

次に、承認第5号の「令和3年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は47万3,000円の減額でありまして、補正後の予算額を1億2,830万2,000円といたしました。

補正の内容は、施設管理費及び医療用機器器具費を実績により減額いたしました。

歳入におきましては、診療報酬、県補助金及び町債を実績により減額いたしました。

併せまして、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第6号の「令和3年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専

決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は5,698万1,000円の減額でありまして、補正後の予算額を13億8,783万5,000円といたしました。

補正の内容は、管理費、施設整備費及び災害復旧費を実績により減額いたしました。

歳入におきましては、分担金を増額し、負担金、使用料、一般会計繰入金、雑収入及び町債を減額いたしました。

併せまして、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第7号の「令和3年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は339万9,000円の減額でありまして、補正後の予算額を2,090万1,000円といたしました。

補正の主な内容は、駐車場整備基金積立金を減額いたしました。

歳入におきましては、前年度繰越金の増額及び駐車場整備基金からの繰り入れを行い、駐車場使用料を実績により減額いたしました。

次に、承認第8号の「令和3年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は28万4,000円の追加でありまして、補正後の予算額を4,083万7,000円といたしました。

補正の内容は、実績により施設運営事務費を増額し、医療用機器器具費を減額いたしました。

歳入におきましては、県支出金及び診療収入を増額し、町債を減額いたしました。

併せまして、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第9号の「令和3年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は419万円の減額でありまして、補正後の予算額を4億2,034万円といたしました。

補正の内容は、実績により、健康診査等事業費及び後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたしました。

歳入におきましては、健康診査等事業受託収入及び後期高齢者医療保険料を減額し、一般会計繰入金を増額いたしました。

次に、承認第10号の「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴い、関連する町条例等の一部を改正いたしました。

主な改正点は、1点目に個人住民税におきまして、住宅借入金等特別税額控除の延長に

伴う改正、2点目に固定資産税におきまして、登記所から市町村への通知事項が拡大されることに伴う改正であります。

この他、地方税法等の改正に伴い、関連する条項の改正を行っております。

続きまして、議第43号から議第45号までの3件につきましては、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第43号の「令和4年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1億7,029万6,000円の追加でありまして、補正後の予算額を182億1,029万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歯科診療所整備事業、県立高校施設整備事業、観光宿泊施設整備事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業、観光団体支援事業、コミュニティ助成事業などの事業費を計上しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金、町債、地域振興基金及び財政調整基金を充当しております。

併せまして、「債務負担行為」の設定、及び「地方債補正」を行っております。

次に、議第44号の「令和4年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は351万6,000円の追加でありまして、補正後の予算額を19億7,421万6,000円とするものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を追加計上しております。

財源につきましては、県支出金を充当しております。

次に、議第45号の「令和4年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は2,090万円の追加でありまして、補正後の予算額を15億9,690万円とするものであります。

補正の内容は、公共下水道施設管理事業において工事請負費を増額しております。

併せまして「債務負担行為」の設定、及び「地方債補正」を行っております。

続きまして、議第46号から議第52号までの7件につきましては、条例の一部改正、町道路線の認定、並びに工事請負及び物品購入契約の締結に関する議案であります。

まず、議第46号の「隠岐の島町牧野設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。町設置の公共牧野の内「油井すいせん牧野」について、地形条件などから利用がない状態が続いており、今後の利用も見込まれないため廃止し、対象から除外す

るものであります。

次に、議第 47 号の「町道路線の認定について」であります。那久地内、主要地方道西郷都万郡線道路改良事業に伴い、旧県道部分を引き継ぐため、認定するものであります。

次に、議第 48 号の「工事請負変更契約の締結について（佐々木家住宅保存修理工事）」であります。工事实施に伴う再精査の結果、耐震補強工事においてブレース設置箇所及び使用木材の増加等により増額が生じたものであります。また、工事が順調に進捗したことから、工期の短縮を行うため、工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

次に、議第 49 号の「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ衛生設備改修工事（2 期工事）〕」についてであります。去る 5 月 31 日、18 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 三晃空調隠岐出張所が落札いたしましたので、同社と契約金額 9,900 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 50 号の「工事請負契約の締結について〔運動公園総合体育館照明改修工事〕」についてであります。去る 5 月 31 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 中電工隠岐営業所が落札いたしましたので、同社と契約金額 1 億 615 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 51 号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設（港町 7 工区）工事〕」についてであります。去る 5 月 31 日、15 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 金田建設が落札いたしましたので、同社と契約金額 7,480 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 52 号の「物品購入契約の締結について〔小型ノンステップバス購入〕」についてであります。去る 5 月 30 日、5 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社 門脇自動車整備工場が落札いたしましたので、同社と契約金額 2,246 万 3,470 円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 53 号及び議第 54 号の「訴え提起前の和解（即決和解）について」でございます。町営住宅使用料の滞納に関し、滞納者が分割納付誓約書を提出するも、誓約不履行が続いていることから、司法上の和解により、解決を図るため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

以上、23 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（池田信博）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時10分）

（全員協議会開会宣告 10時10分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10時26分）

（本会議再開宣告 10時26分）

**日 程 第 7. 休会について**

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日6月25日から6月27日までは委員会等開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、6月28日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（散会宣告 10時26分）

以下余白